

本庄市建築物耐震改修促進計画



令和3年3月

本 庄 市



本庄市建築物耐震改修促進計画

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的と背景.....	1
(1) 本庄市建築物耐震改修促進計画の目的	
(2) 計画策定の背景	
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	4
4 対象建築物（耐震化の目標設定）.....	4
5 耐震改修促進法の概要.....	5

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1 地震被害の想定.....	6
(1) 県の地震被害想定	
(2) 市の地震被害想定	

第3章 建築物の耐震化の促進の実施に関する目標

1 建築物の耐震化の現状及び目標設定.....	8
(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定	
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標設定	
ア 多数の者が利用する建築物	
ア-1 多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物の耐震化の現状	
ア-2 多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物の耐震化の現状と目標	
(3) 耐震診断義務化建築物の耐震化の現状	

第4章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針.....	1 6
2 住宅の耐震化の促進.....	1 7
(1) 各種支援の実施	
ア 国の支援する耐震化に関する補助事業	
イ 市が行う支援制度	
・ 建替え及び除却の促進	
・ まちなかにおける耐震化の促進	
■ 耐震性の劣る空き家対策補助	

(2) 相談窓口の設置及び情報提供	
(3) リーフレット等による啓発	
(4) 無料簡易耐震診断の実施	
(5) 税制に関する措置の活用	
(6) 金融機関による融資制度	
(7) リフォームに併せた耐震化への誘導	
3 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化の促進	19
(1) 補助制度の実施	
(2) 相談窓口の設置及び情報提供	
(3) 金融機関による融資制度	
4 緊急輸送道路沿道の耐震化の促進	20
(1) 補助制度の実施	
(2) 重要路線の指定等	
(3) 耐震診断義務付け路線の指定等	
(4) その他緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	
ア 県の指定する緊急輸送道路	
イ 市の指定する緊急輸送道路	
5 市有建築物の耐震化の促進	24
6 その他の地震時における安全対策	24
(1) 地震時の安全対策に係る取組方針	
ア エレベーター等の地震対策	
イ 窓ガラス、外壁（看板等）及び吊り天井の落下防止対策	
ウ ブロック塀等の安全対策	
エ 新耐震基準の木造住宅への対応	
オ 地震保険の普及啓発	
(2) 建築物の土砂災害対策	
(3) 建築物の大雪対策	

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップ等の周知	26
2 情報提供の充実及び相談体制の整備	26
3 リーフレット等による啓発、普及啓発活動の推進	27
(1) リーフレット等による啓発	
(2) 普及啓発活動などの開催	
(3) 緊急輸送道路に関する普及啓発	

第6章 計画を推進するための体制とその他の施策

1 諸団体との連携.....	28
(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会	
(2) 埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物耐震化協議会	
(3) 埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援	
(4) 被災建築物応急危険度判定士体制の整備	
2 耐震シェルター等の設置による安全対策.....	30
(1) 耐震シェルター・防災ベッドの設置促進（簡易耐震改修）	
(2) 感震ブレーカーの設置促進	

■参考資料

1 法に規定する建築物の種類と位置付け.....	31
2 法に規定する建築物の用途・規模要件.....	32

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の目的と背景

(1) 本庄市建築物耐震改修促進計画の目的

昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手された、いわゆる旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、市民の生命と財産を保護することを目的とします。

(2) 計画策定の背景

平成 22 年 3 月に「本庄市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」又は「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項に「都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」としており、この規定に基づくものです。

埼玉県（以下「県」という。）は、平成 19 年 3 月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、その後、平成 28 年 3 月に県計画を改定（一部改定：令和元年 7 月）しました。県は、計画の目標年次を令和 2 年度までと定めていることから令和 3 年 3 月に改定を行います。

本市においても県と同様に本計画を平成 28 年 3 月に改定し計画の目標年次を平成 32 年度（令和 2 年度）としております。このことから、県計画の改定も踏まえ、災害に強いまちづくりへの目的達成のため本計画を改定します。

次に、本計画策定までの主な経過を示します。【表 1】

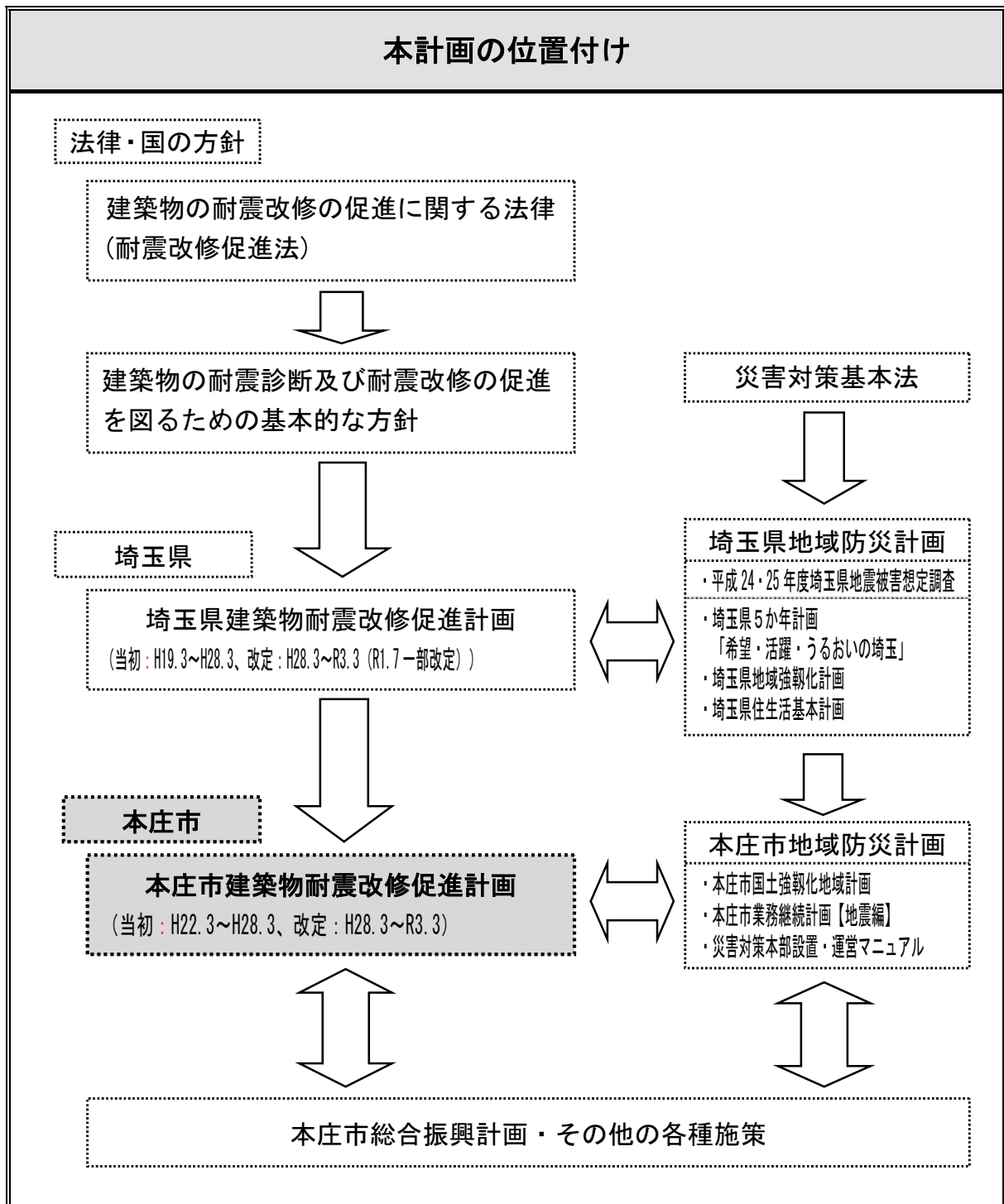
本計画策定までの主な経過

【表 1】

年 月	経 過
昭和 5 6 年 6 月	建築基準法改正（新耐震基準の導入）
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（最大震度 7）
〃 1 0 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律制定（耐震改修促進法）
平成 1 6 年 1 0 月	新潟中越地震（最大震度 7）
平成 1 8 年 1 月	耐震改修促進法改正（国の基本方針に基づく都道府県耐震改修促進計画の策定を規定） 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「国の基本方針」という。）
平成 1 9 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定 （平成 27 年度までの耐震化率の目標を設定）
平成 2 2 年 3 月	本庄市建築物耐震改修促進計画策定 （平成 27 年度までの耐震化率の目標を設定）
平成 2 3 年 3 月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（最大震度 7）
平成 2 5 年 5 月	本庄市地域防災計画策定
〃 1 0 月	国の基本方針の改正（令和 2 年度までの住宅の耐震化率 95%を目標）
〃 1 1 月	耐震改修促進法改正 （大規模建築物の耐震診断義務化など耐震化に向けた取り組み強化）
平成 2 6 年 3 月	埼玉県地域防災計画改正
平成 2 7 年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プランー埼玉県震災対策行動計画ー策定（令和 2 年度までの住宅の耐震化率 95%を目標設定）
〃 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定 （令和 2 年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%を目標設定）
平成 2 8 年 3 月	国の基本方針の改正（令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消）
〃 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 （令和 2 年度までの耐震化率の目標を設定）
〃 3 月	本庄市建築物耐震改修促進計画改定 （令和 2 年度までの耐震化率の目標を設定）
〃 4 月	熊本地震（最大震度 7：2 回記録）
平成 2 9 年 3 月	埼玉県住生活基本計画改定 （令和 7 年度までの耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する目標を設定）
〃 3 月	埼玉県地域強靱化計画策定 （令和 3 年度までの多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の目標を設定）
〃 7 月	埼玉県 5 か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」策定 （令和 3 年度までの多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の目標を設定）
平成 3 0 年 6 月	大阪府北部地震（最大震度 6 弱）
〃 1 2 月	国の基本方針の改正 （令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消）
平成 3 1 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正 （避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務化）
令和 元年 7 月	埼玉県耐震改修促進計画一部改定（耐震診断を義務付ける道路を指定）

2 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、県計画との整合を図って策定します。また、本庄市総合振興計画、本庄市地域防災計画及び本市のまちづくり関連計画との整合を図り、建築物の耐震化を促進するために必要な事項について定めます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和７年度までとします。また、耐震化の状況や社会情勢等を考慮し、計画内容を検証し、必要に応じて計画や目標を見直します。

4 対象建築物（耐震化の目標設定）

県計画では、耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物を定めています。本計画でも県計画をもとに建築物の耐震化の目標設定※¹を行います。対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとします。

（１）住宅

居住世帯のある住宅※²

（２）多数の者が利用する建築物※³

所定の用途及び規模に該当する多数の者が利用する建築物【表４】

（３）耐震診断義務化建築物

ア 要緊急安全確認大規模建築物※⁴（多数の者が利用する建築物で大規模なもの）【表４】

イ 要安全確認計画記載建築物※⁵（耐震診断義務付け路線を閉塞するおそれのある建築物）【図５】

※１ 建築物の耐震化の目標設定：耐震診断義務化建築物の目標設定は、県計画による。
※２ 居住世帯のある住宅：住宅・土地統計調査（総務省統計局）に掲げる「一戸建、長屋建、共同住宅、その他」をいう。（公営住宅を除く。）
※３ 多数の者が利用する建築物：法第１４条第１号及び同法施行令第６条に規定する建築物
※４ 要緊急安全確認大規模建築物：法附則第３条第１項に規定する建築物
※５ 要安全確認計画記載建築物：法第７条に規定する建築物〔耐震診断義務付け路線：市内では国道１７号及び関越自動車道が該当〕

5 耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じて、建築物の地震に対する安全性の向上を図るものです。この法律は、平成7年に施行され、平成25年の改正では、多数の者が利用する大規模な建築物などを対象として耐震診断が義務付けられました。

平成30年の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊の事故を受け、翌年には緊急輸送道路に接する要安全確認計画記載建築物^{※5}と同様に、所定の基準を満たさない一定規模以上のブロック塀等の耐震診断が義務付け対象になりました。

【図1】

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）
- ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標
- 目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）
- 防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のまま可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行う場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

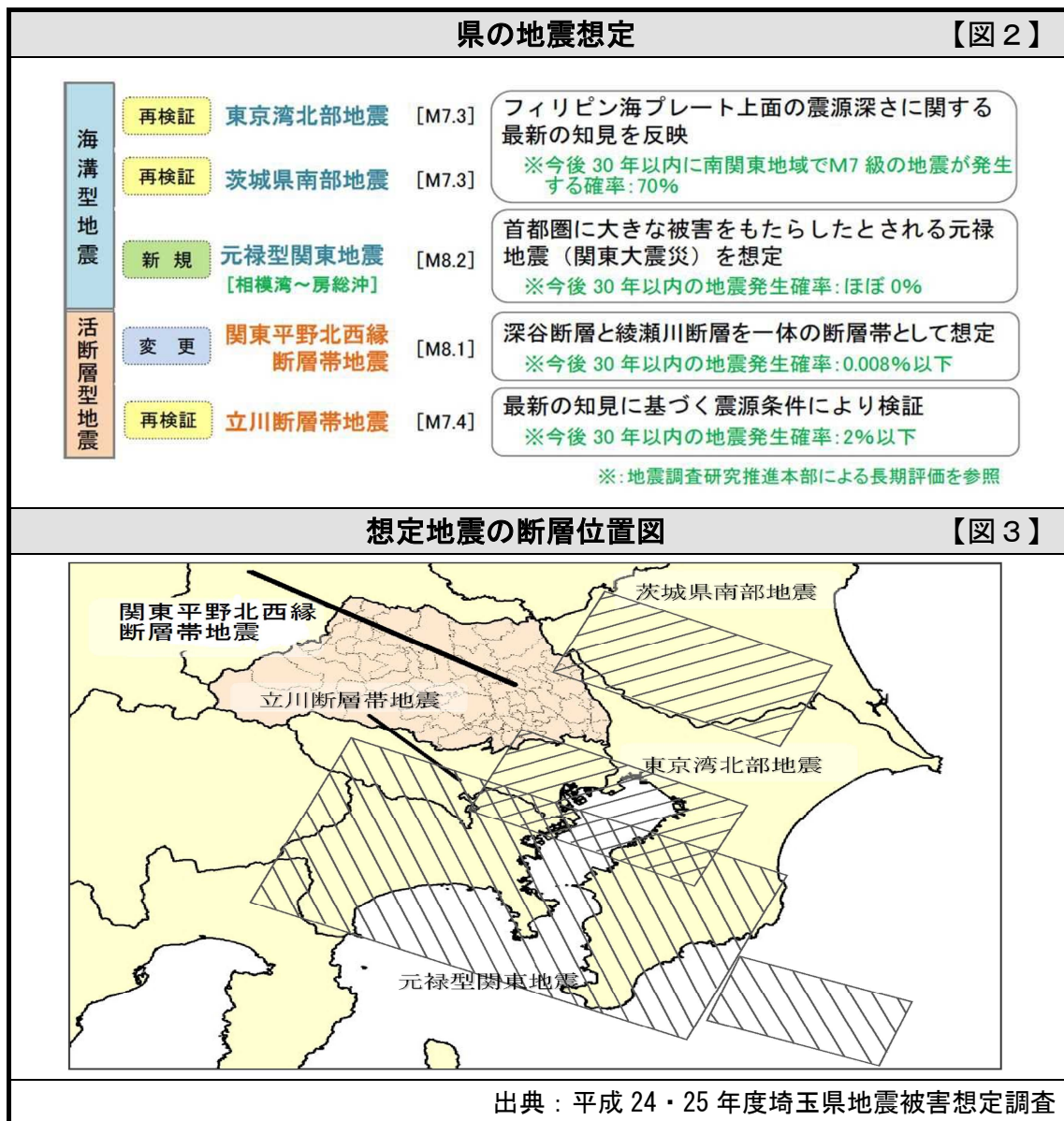
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1 地震被害の想定

(1) 県の地震被害想定

県では、首都直下地震に係る最新の科学的知見や過去の地震の履歴や地震環境を考慮し、平成24、25年度に「埼玉県地震被害想定調査」を行い、5つの地震発生を想定しております。



(2) 市の地震被害想定

埼玉県地震被害想定調査で想定された5つの地震のうち、その調査結果をもとに想定地震と想定被害を抜粋し被害状況等をまとめると、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯とする関東平野北西縁断層帯地震では、本庄市はかなりの被害が発生するとされています。

また、山間部においてもがけ崩れ等の被害が発生する可能性があることに留意する必要があります。

埼玉県における本庄市の地震被害想定

【表2】

地震名 被害種類			①東京湾 北部地震	②茨城県 南部地震	③元禄型 関東地震	④関東平野北西縁断層帯地震			⑤立川断層帯地震	
						破壊開始点 北	破壊開始点 中央	破壊開始点 南	破壊開始点 北	破壊開始点 南
建物 被害※6 (棟)	全 壊 数	木造	0 (10,480)	0 (6,709)	0 (1,526)	5,192 (50,780)	1,600 (45,240)	2,452 (45,846)	0 (919)	0 (1,763)
		非木造	0 (2,900)	0 (1,787)	0 (592)	338 (4,350)	89 (3,847)	142 (4,211)	0 (108)	0 (168)
		急傾斜地	0 (13)	0 (0)	0 (1)	3 (54)	3 (53)	2 (52)	0 (17)	0 (20)
	半 壊 数	木造	0 (35,209)	1 (24,010)	0 (7,651)	4,214 (89,988)	2,450 (95,165)	3,483 (91,067)	0 (8,783)	0 (12,335)
		非木造	0 (7,534)	0 (3,561)	0 (1,885)	689 (11,886)	261 (11,333)	389 (11,686)	0 (809)	0 (1,053)
		急傾斜地	0 (30)	0 (1)	0 (1)	6 (126)	6 (124)	6 (121)	0 (39)	0 (47)
上水道（被害箇所数）			0 (951)	0 (1,425)	0 (46)	335 (5,577)	85 (4,730)	84 (4,403)	0 (165)	0 (269)
下水道（被害延長(km)）			0 (3,372)	1 (2,963)	8 (2,800)	40 (3,749)	34 (3,713)	36 (3,725)	0 (2,244)	1 (1,868)
都市ガス（供給停止件数）			0 (775,111)	0 (581,221)	0 (397,910)	13,062 (757,513)	13,062 (730,378)	13,062 (742,345)	0 (71,668)	0 (91,625)

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査から抜粋：（ ）内は埼玉県全体

※6 建物被害：揺れと液状化による建物被害を合算

第3章 建築物の耐震化の促進の実施に関する目標

1 建築物の耐震化の現状及び目標設定

本市における令和7年度の「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」の耐震化の目標をそれぞれ以下に定めます。なお、この目標値は、必要に応じて耐震化の進捗状況により検証を行います。

なお、市内における「耐震診断義務化建築物」については、県が耐震化の促進を担うことになります。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

住宅の耐震化については、県との役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってまいりました。

総務省統計局で公表している住宅・土地統計調査（以下「住調」という。）を基に算出した住宅の耐震化の状況は、平成30年では住宅総数31,090戸のうち耐震性のある住宅は28,230戸で耐震化率^{※7}は91%となりました。この時点で平成28年3月に掲げた平成32年度（令和2年度）の住宅の耐震化率の目標値90%を達成しています。

今回の改定にあたり、平成25年以降の住調に基づき耐震化率を算定しました。【表3】本計画では県計画にあわせ、令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%と設定します。

住宅の耐震化率の状況 (住宅・土地統計調査)	87%	平成25年10月1日現在
	91%	平成30年10月1日現在

住宅の耐震化率の目標 目 標 値	95%	令和8年3月31日
---------------------	-----	-----------

※7 耐震化率

昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出した数値

住宅の耐震化の現状と目標

【表 3】

本 庄 市 基 準 日	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準住宅			昭和 56 年 6 月以降 の新耐震基準住宅	計	耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d) / e)
平成 25 年 10 月 1 日 現 在※ ⁸	9,312	4,233	5,079	23,548	32,860	87%
平成 30 年 10 月 1 日 現 在※ ⁸	6,793	2,860	3,933	24,297	31,090	91%
令和 3 年 3 月 31 日 推 計※ ⁹	6,473	2,497	3,976	24,865	31,338	92%
令和 8 年 3 月 31 日 自然更新	5,832	1,771	4,061	26,000	31,832	94%
令和 8 年 3 月 31 日 目 標	5,690	1,591	4,099	26,142	31,832	95%

(単位：戸)

国土交通省は、住宅・建築物の耐震化を図る観点から、国土強靱化アクションプランや住生活基本計画において耐震化率の目標設定をしております。この目標値を検証するために、国は、専門家などからなる研究会※¹⁰を設置しました。

この研究会で示す住宅の耐震化率の推計方法を参考に算出、また、令和 7 年度における市の住宅総数を平成 30 年の埼玉県推計人口における世帯数及び都道府県別世帯数の将来推計を参考に算出しました。

令和 7 年度末における住宅の耐震化※¹¹を予測した推計（以下「自然更新」という。）は、【表 3】及び【グラフ 1】で示されます。

5 年後の目標耐震化率である 95%を達成するためには、自然更新に加え、住宅の耐震化のための施策（補助制度の拡充や市民の皆さんへの啓発強化）を積極的に推進していくことが必要です。

耐震化のレビュー		埼玉県	本庄市
H28.3 改定	耐震化率	92%	87%
旧 促進計画	目標値	95%	90%
5 年間			
R3.3 改定	耐震化率	93%	92%
新 促進計画			

※旧促進計画の耐震化率は H25 の住調から推計

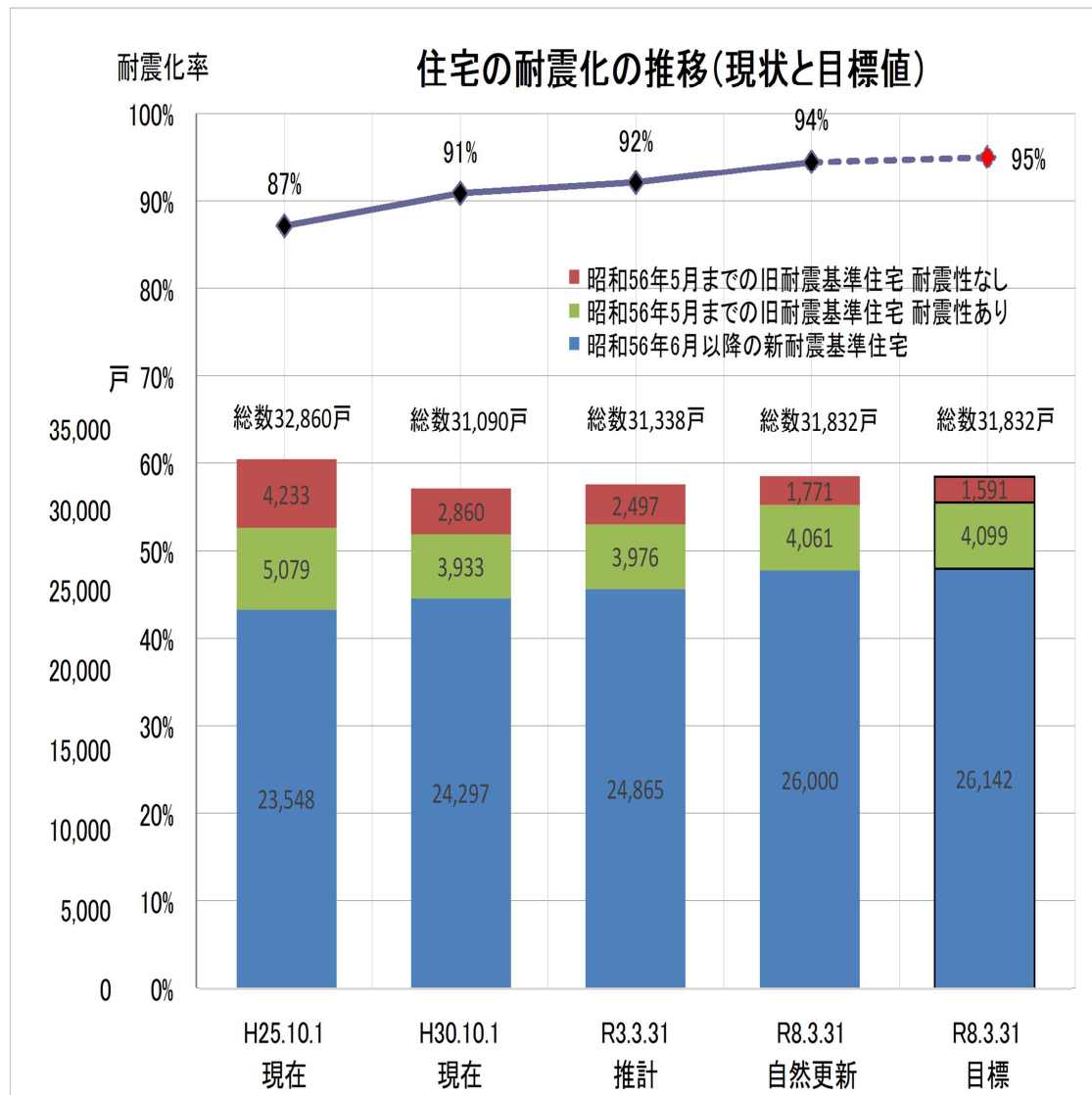
※ 8 住宅・土地統計調査（総務省）を基に、国土交通省が設置した研究会のとりまとめ（令和 2 年 5 月）による住宅の耐震化率推計方法を参考に算出

※ 9 耐震化の上昇率を踏まえた推計値を算出

※ 10 研究会：「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」

※ 11 住宅の耐震化：住宅の新築、耐震改修、建替え及び除却が該当

【グラフ 1】



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状及び目標設定

多数の者が利用する建築物【表 4】については、県と連携し、市有建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってまいりました。

市有建築物は、すべての耐震化が完了し、耐震化率 100%となりました。民間建築物は、県計画にあわせ、令和 7 年度における目標耐震化率を「おおむね解消」と設定します。

多数の者が利用する建築物一覧

【表 4】

本計画における 分類	用 途	規 模	
		多 数 の 者 が 利用する建築物	要緊急安全確認 大規模建築物
学校	幼稚園	2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等 教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 3,000 ㎡以上
	学校（小学校等以外の学校）		—
病院・診療所	病院、診療所		
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店 舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場		
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
社会福祉施設等	保育所	2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその 他これらに類するもの		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福 祉センターその他これらに類するもの	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 5,000 ㎡以上
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物		
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要 な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに 限る）	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1 階以上かつ 1,000 ㎡以上	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設		
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設		
	事務所		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く）		
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存す る建築物に限る）	—	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上

ア 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は令和2年度末で96%です。

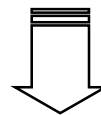
多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和3年3月現在）【表5】

（単位：棟）

市有建築物※ 及び 民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性 なし	耐震性 あり			
		b	c			
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (= (c+d)/e)
学校	23	0	23	45	68	100%
病院、診療所	4	2 (1)※	2	13	17	88%
劇場、集会場等	1	0	1	3	4	100%
店舗等	2	2 (1)	0	3	5	60%
ホテル、旅館等	0	0	0	14	14	100%
賃貸共同住宅等※	4	4	0	20	24	83%
社会福祉施設等	2	0	2	14	16	100%
消防庁舎	—※	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	1	2	100%
その他	5	0	5	27	32	100%
計	42	8 (2)	34	140	182	96%

耐震化のレビュー		埼玉県		本庄市			
H28.3 改定		耐震化率		9 3 %		8 8 %	
旧	促進計画	公共	県	100%	市有	8 8 %	
			市町村	95%			
		民間	9 0 %		8 8 %		
		目 標 値	—		—		
		公共	県	—	市有	1 0 0 %	
市町村	100%						
	民間	9 5 %		9 5 %			
5 年間 							
R3.3 改定		耐震化率		9 7 %		9 6 %	
新	促進計画	公共	国 市町村	98%	市有	1 0 0 %	
			県	100%			
		民間	9 4 %		9 3 %		

現 状
96% (令和3年3月31日現在)



目 標 値
おおむね解消※ (令和8年3月31日)

- ※ 市有建築物：児玉郡市広域市町村圏組合の所有建築物も含む。
- ※ 賃貸共同住宅等：市営住宅を含む。
- ※ () 内は指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（法第15条）
- ※ — は、法に規定する建築用途での規模要件対象建築物が存在しないことを示す。
- ※ 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。

7-1 多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物の耐震化の現状

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物の現状は、全体で59棟あり、その耐震化率は100%です。

市有建築物の耐震化の現状

【表6】

(令和3年3月現在 単位：棟)

市有建築物※	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
		a	b	c	d	e (=a+d)
学校	16	0	16	24	40	100%
病院、診療所	—※	—	—	—	—	—
劇場、集会場等	1	0	1	2	3	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル、旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸共同住宅等※	0	0	0	6	6	100%
社会福祉施設等	0	0	0	2	2	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	1	2	100%
その他	1	0	1	5	6	100%
計	19	0	19	40	59	100%

現 状
100% (達成済み)

※ 市有建築物：児玉郡市広域市町村圏組合の所有建築物も含む。

※ 賃貸共同住宅等：市営住宅を示す。

※ — は、法に規定する建築用途での規模要件対象建築物が存在しないことを示す。

7-2 多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物の耐震化の現状と目標

これらの建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものです。

多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物の現状は、全体で123棟あり、その耐震化率は93%です。

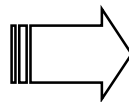
民間建築物の耐震化の現状

【表7】

(令和3年3月現在 単位：棟)

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
		a	b	c	d	e(=a+d)
学校	7	0	7	21	28	100%
病院、診療所	4	2(1)*	2	13	17	88%
劇場、集会場等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	2	2(1)	0	3	5	60%
ホテル、旅館等	0	0	0	14	14	100%
賃貸共同住宅等	4	4	0	14	18	78%
社会福祉施設等	2	0	2	12	14	100%
消防庁舎	—*	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	4	0	4	22	26	100%
計	23	8(2)	15	100	123	93%

現 状
93% (令和3年3月31日現在)



目 標 値
おおむね解消* (令和8年3月31日)

※ () 内は指示対象となる特定既存耐震不適格建築物(法第15条)

※ — は、法に規定する建築用途での規模要件対象建築物が存在しないことを示す。

※ 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。

(3) 耐震診断義務化建築物の耐震化の現状

県内における耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物※⁴及び要安全確認計画記載建築物※⁵に対して、県は、建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図っています。このことから、市は、必要に応じ情報提供等の協力に努めていきます。

本市における要緊急安全確認大規模建築物は、4棟の市有建築物が該当していますが、すべての建築物の耐震改修が完了しています。【表8】また、要安全確認計画記載建築物は、民間建築物で2棟あり、耐震化進捗率は50%です。

【表9】

要緊急安全確認大規模建築物〔耐震診断義務化建築物〕の現状 【表8】

(令和3年3月現在 単位：棟)

市有建築物 及び 民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			耐震化 進捗率（％）
		耐震性 なし	耐震性 あり	
	a	b	c	d=c/a
市有建築物	4	0	4	100％
民間建築物	0	0	0	—
計	4	0	4	100％

要安全確認計画記載建築物〔耐震診断義務化建築物〕の現状 【表9】

(令和3年3月現在 単位：棟)

市有建築物 及び 民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			耐震化 進捗率（％）
		耐震性 なし	耐震性 あり	
	a	b	c	d=c/a
市有建築物	0	0	0	—
民間建築物	2	1	1	50％
計	2	1	1	50％

第4章

建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進のためには、その所有者等が地震防災対策を自らの問題意識として取り組むことが不可欠です。

本市は、住宅及び多数の者が利用する建築物の所有者等が耐震化に主体的に取り組むために耐震化への啓発を進めます。また、耐震化を促進するための情報提供や相談の実施、さらには、耐震化の支援について国の施策と連動し、県計画に即して、適切な役割分担、連携の下に取り組めます。市は、耐震化目標の達成、地震発生時の被害を軽減するため、以下のような働きかけや支援、施策等に取り組んでいきます。【図4】

〈 目 標 〉

令和7年度目標耐震化率

住 宅

95%

多数の者が利用する
建築物（民間）

おおむね解消

凡例

- ：県計画及び本計画に記載する項目
- ・：県計画に記載する項目
- ()：内に記載する県、市等の記載は、役割分担・連携を示す。

〈 主 な 施 策 〉

住宅の耐震化の促進

- 各種支援の実施（市）
- 相談窓口の設置及び情報提供（県・市）
- リーフレット等による啓発（県・市）
- 無料耐震診断（県・市） など

多数の者が利用する建築物（民間）の
耐震化の促進

- 補助制度の実施（県）
 - ・耐震サポーター登録制度（県）
- 金融機関による融資活用促進（県・市）
- 相談窓口の設置及び情報提供（県）
 - ・計画認定（県）
 - ・耐震認定マーク表示制度（県）

緊急輸送道路沿道の耐震化の促進

- 各種支援の実施（県）
- 重要路線の指定等（県）
- 耐震診断義務付け路線の指定等（九都県市）
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（県・市）

市有建築物の耐震化の促進

- 公共施設再配置計画・公共施設維持保全計画（市）

その他の地震時における安全対策

- エレベーター等の地震対策（県・市）
- 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策（県・市）
- ブロック塀の安全対策（県・市）
- 新耐震基準の木造住宅対応（県・市）
 - ・防災マニュアルブック（県）
- 地震ハザードマップ、防災ガイドブック（市）
- 地震保険の加入促進（県・市）
- 建築物の土砂災害対策（県・市） など

2 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられます。

住宅については、所有者等の防災に対する意識や耐震化の費用など耐震化を妨げる要因も多く、こうした問題を効果的に対処するために、所有者等への意識の啓発に加えて情報の提供や工事費用の補助の充実が必要です。

市は、県との役割分担のもと、住宅の耐震化の促進に努めていきます。

(1) 各種支援の実施

ア 国の支援する耐震化に関する補助事業

国は、住宅の耐震化を促進するための補助事業（社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業））を創設しており、本市はこの事業を活用します。

イ 市が行う支援制度

耐震化に関する国の補助制度を活用し、住宅の居住者等が耐震化を円滑にできるよう支援します。

・ 建替え及び除却の促進

旧耐震基準の住宅は、建築後39年以上経過しており、建材の多くは築30年程で寿命になるとも言われております。昭和56年6月1日以降に建築した新耐震基準に見合う耐震改修やリフォームを行おうとすると、住宅の老朽度によっては費用負担が増し、建替えに要する費用とほとんど変わらない場合もあります。

市は、耐震改修のみならず災害に強いまちづくりの整備促進として、耐震性の劣る木造住宅の建替え及び除却を促進し、工事費用の一部を補助する制度を拡充していきます。

・ まちなかにおける耐震化の促進

古くからの既成市街地においては、接道の不良や老朽木造住宅が密集している箇所が存在することから、災害時における防災性の低下要因となっています。住宅の所有者等は、土地家屋を適切な状態に維持するよう努めなければなりません、高齢化など自らの資金で耐震化を行えない場合があります。

市は、災害に強いまちづくり、ひいては良好な住環境の確保（狭あい道路の解消、通風、採光等）を目指します。その一つとして、耐震補助の活用を促進し、市民の皆さんへの啓発を関係部署と連携していきます。

■耐震性の劣る空き家対策補助

・旧耐震基準の空き家除却の促進

まちなかでは複雑な権利関係や接道の不良等の理由により管理不全な空き家が増え、まちの活性化が円滑に進まない状況も見受けられます。このような状況を改善するため、市は、安全で安心な住環境の確保を目的として、旧耐震基準の空き家の除却に係る補助制度を創設しました。

この制度では、対象区域を居住誘導区域^{※12}及びそれ以外の区域とし、特にまちなかでの補助額を増し、管理不全な空き家の解消に努めています。

・空き家を利活用する際の耐震化の促進

市は、空き家を地域コミュニティに資する用途でリフォームする者に対し、耐震診断及び耐震改修を含む増改築費用を補助する制度を新設し、利活用する空き家の耐震化に努めていきます。

(2) 相談窓口の設置及び情報提供

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、住宅の所有者等が耐震化を実施できる環境を整備する必要があります。このため、市は、安心して耐震化を実施できるよう相談窓口を継続して設けていきます。

(3) リーフレット等による啓発

県は、住宅の耐震化の促進のため、「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を作成し、各市町村の補助制度や税制優遇の周知を図っています。市は、県と連携をして防災意識の向上を図るため、窓口等での案内をします。

市が行う総合防災訓練、または、自治会、関係団体等からの要請に応じ震災予防に関して、市民の皆さんへの防災意識の向上を図っていきます。

(4) 無料簡易耐震診断の実施

市は、県と連携し、木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。対象建築物は、旧耐震基準の木造2階建て以下の住宅です。引き続きこの制度の啓発を強化することにより、市民の皆さんへの活用拡大を図っていきます。

(5) 税制に関する措置の活用

住宅の耐震改修を行った場合、家屋の固定資産税の減額措置があります。市は、耐震化を促進するために、税の優遇措置の周知を図っていきます。

※12 居住誘導区域

本庄市立地適正化計画で「まちなか再生」を重点方針とし、本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅の3つの駅を中心とする拠点市街地の連携を基本とした集約型都市構造を構築し、持続可能な都市実現の一つとして、まちなか居住の促進を図る区域を定めている。

(6) 金融機関による融資制度

住宅の耐震化には次のような融資制度があり、市は、これらの制度の利用促進を図っていきます。

- ア 独立行政法人住宅金融支援機構：「リフォーム融資（耐震改修工事）」
- イ 埼玉の家 耐震・安心・エコリフォームローン

(7) リフォームに併せた耐震化への誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の増改築時に耐震改修工事を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震化への改修を啓発していきます。

3 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物は、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担の軽減が重要です。これらの建築物は、日常生活において多くの市民が利用し、地震発生時には大きな被害が発生することが予想されます。

県は、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかけるとしています。

市内には耐震診断及び耐震改修等の措置が講じられていない多数の者が利用する民間建築物がまだあることから、市は、県と連携を図り耐震化の促進に努めていきます。

(1) 補助制度の実施

ア 県が行う支援制度

県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震化を促進するため、補助制度を設けております。市は、市内建築物の耐震化促進のため円滑に実施できるよう、県と協力し取り組んでいきます。

(2) 相談窓口の設置及び情報提供

県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関しての相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進するとしています。

(3) 金融機関による融資制度

民間建築物の耐震化には次のような融資制度があり、県及び市は、これらの制度の利用促進を図っていきます。

- ア 県内3金融機関：「民間建築物の耐震化融資制度」

4 緊急輸送道路沿道の耐震化の促進

県計画では、県及び12市※13は、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う県指定の緊急輸送道路※14の機能確保のため、路線を閉塞するおそれのある建築物※15【図5】の耐震化に取り組むとしています。具体的には、補助制度の創設、特に重要となる路線※16の指定等及び耐震診断を義務付ける路線の指定等を掲げて、重点的な対策を図っていきます。

市内には、このような耐震化に取り組むべき重要な路線【表10】があるため、市は、県と連携して耐震化の促進に努めています。

(1) 補助制度の実施

県は、緊急輸送道路の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るよう努めています。

(2) 重要路線の指定等

県は、平成25年に緊急輸送道路のうち特に重要となる路線を「重点23路線」として選定し、補助制度を拡充して耐震化に取り組んでいます。

(3) 耐震診断義務付け路線の指定等

平成30年7月に九都県市※17は、広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」を設置しました。この協議会において、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下「連携路線」という。）を選定しました。【図6】

県は、連携路線の沿道にある緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化を一層促進するため、耐震診断を義務付ける路線（以下「義務付け路線」という。）の指定をしました。

※13 12市：さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市

※14 県の指定する緊急輸送道路：埼玉県県土整備部道路環境課HP参照
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyukai/k-road.html>

※15 路線を閉塞するおそれのある建築物：耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物

※16 特に重要となる路線（重点23路線）

高速道路、国道及び県道のうち主に4車線以上の路線

高速道路：外環、東北、関越、常磐、首都高及び圏央道の6路線

国 道：4号、4号バイパス、16号及び17号並びに17号バイパス、122号、125号、140号、254号、407号及び463号の各一部の11路線

県 道：3号線並びに1号線、5号線、47号線（+173号線）、58号線（+34号線）及び84号線の各一部の6路線

※17 九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4県及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の5政令市

【図 5】

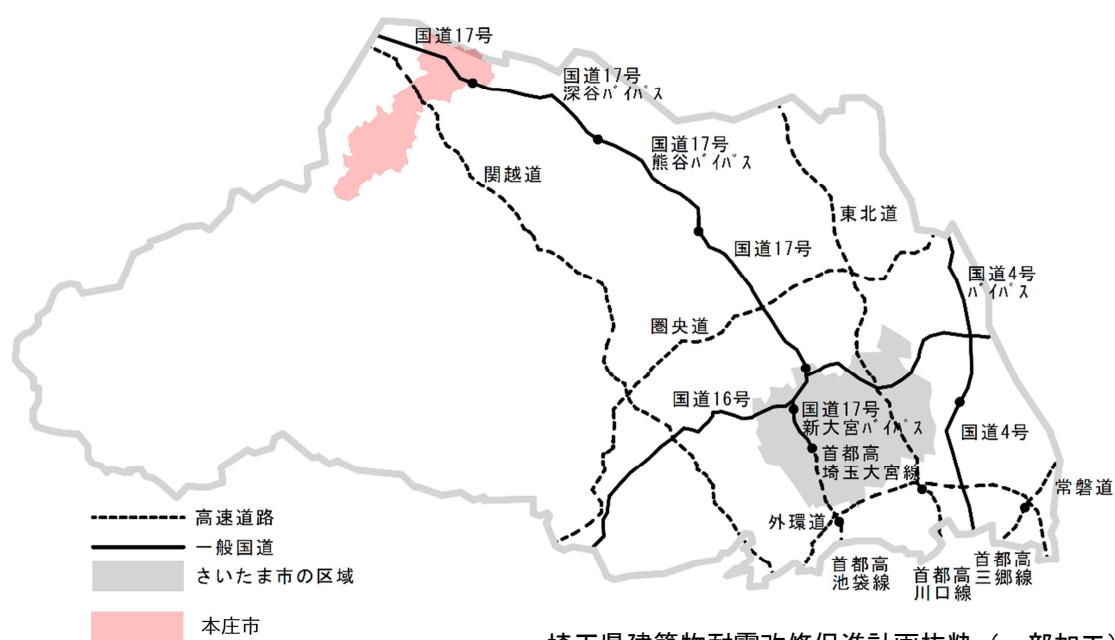
道路幅員12m 以下の場合

前面道路の幅員が12m 以下の場合は、6m とします。



出典：国土交通省ホームページ

【图 6】



埼玉県建築物耐震改修促進計画抜粋（一部加工）

【表 10】

路 線 名	区 間
関越自動車道（高速道路）	新座市片山～上里町五明
国道 17 号（一般国道）	深谷市西田～上里町勅使河原

埼玉県建築物耐震改修促進計画抜粋

(4) その他緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

本庄市地域防災計画及び本庄市国土強靱化地域計画では、県及び市指定の緊急輸送道路【図7】について、沿線地域の耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努めるとしています。

緊急輸送道路は、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急の消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を行うという視点から、沿道の建築物についても耐震化を促進していくよう努めます。特に、路線を閉塞するおそれのある建築物の耐震化は重要なため、所有者等への防災意識の啓発に取り組んでいきます。

ア 県の指定する緊急輸送道路

県は、大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を行うため、市内の路線を緊急輸送道路として指定しています。【図7・表11】

イ 市の指定する緊急輸送道路

市は、災害発生時に、防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう県の指定する特定緊急輸送道路または緊急輸送道路への接続を考慮し、緊急輸送道路を指定しています。【図7・表12】

県指定の緊急輸送道路一覧（市内）

【表11】

種別①：第一次特定緊急輸送道路 直国：国交省管理国道 高速：高速道路
 種別1：第一次緊急輸送道路 補国：埼玉県管理国道 主要：主要地方道
 種別2：第二次緊急輸送道路

種別	道路 管理者	路線 番号	道路 種別	路線名	区 間
①	国交省	17	直国	国道17号	深谷市西田～上里町（群馬県境）
①	東日本 高速	関越道	高速	関越自動車道	新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）
①	埼玉県	462	補国	国道462号	本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）～本庄市山王堂（群馬県境）
①	埼玉県	254	補国	国道254号	川越市小仙波（16号との北交差点）～神川町肥土（群馬県境）
1	埼玉県	175	一般	小前田児玉線	本庄市児玉町児玉（254号との交差点）～本庄市児玉町児玉（462号との交差点）
1	埼玉県	462	補国	国道462号	本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）～神川町新宿（上里鬼石線との交差点）
1	埼玉県	31	主要	本庄寄居線	本庄市東台（17号との交差点）～美里町猪俣（254号との交差点）
2	本庄市			2級13号線	本庄市児玉町秋山字大町676番1地先～本庄市児玉町秋山字大町759番1地先
2	本庄市			5375号線	本庄市若泉一丁目1016番2地先～本庄市本庄三丁目1599番1地先
2	埼玉県	75	主要	熊谷児玉線	美里町関（本庄寄居線との交差点）～本庄市児玉町児玉（254号との交差点）

埼玉県緊急輸送道路の一覧表（R2.8改定）から抜粋

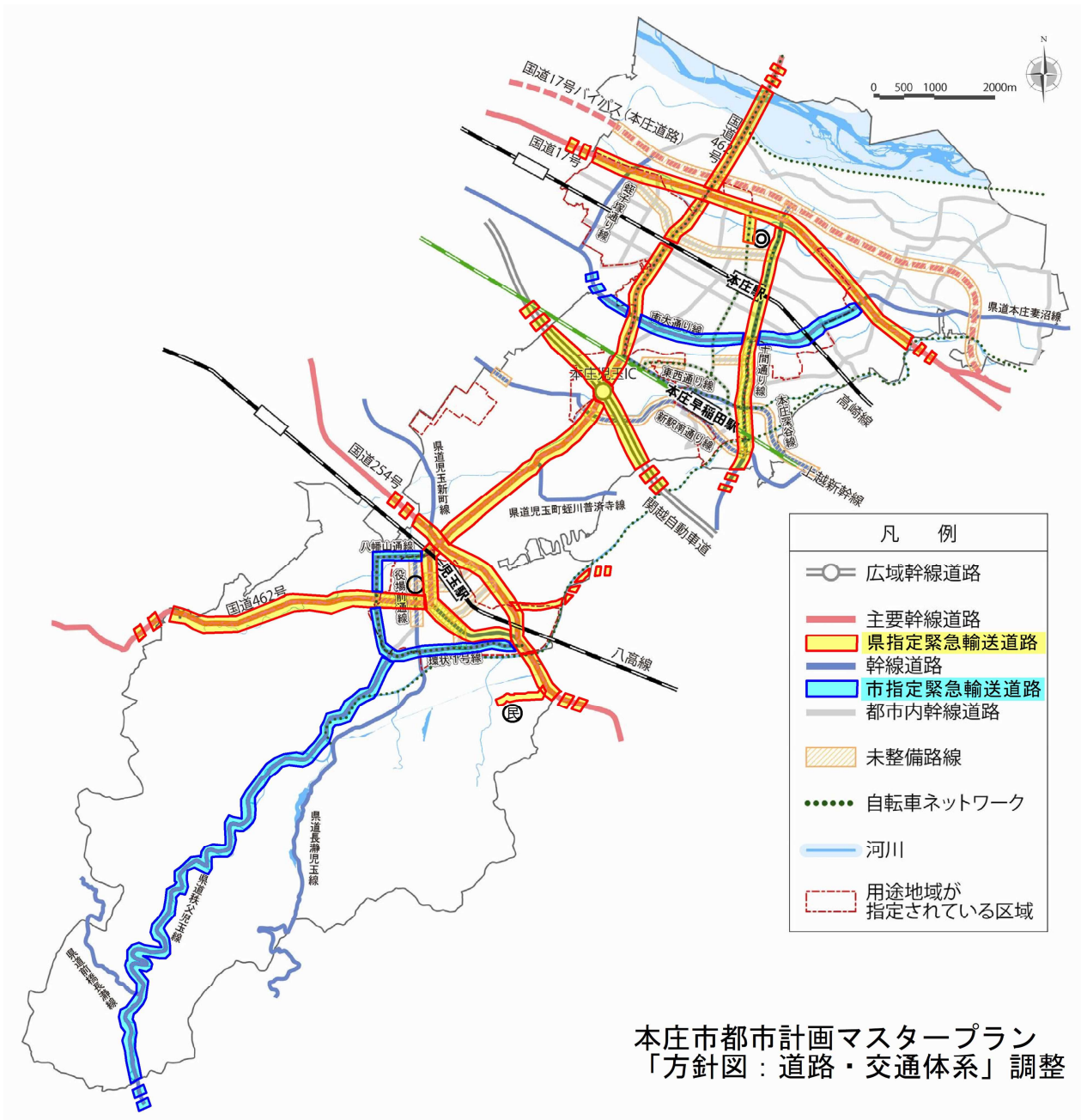
市指定の緊急輸送道路一覧

【表 1 2】

①	藤岡本庄線（県道 2 3 号）
②	秩父児玉線（県道 4 4 号）
③	環状一号線（市道 1 級 4 号）

市内の緊急輸送道路（県・市指定）

【図 7】



5 市有建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する市有建築物は、国の補助制度などを活用し、すでに耐震化が完了しており、今後は、災害時での円滑な利用が期待され、適切な維持保全が求められます。

一方、本市には、法に規定する多数の者が利用する建築物以外の旧耐震基準の施設がまだ存在しますが、これらは「本庄市公共施設再配置計画」及び「本庄市公共施設維持保全計画」に従い、施設ごとに定める方針によります。

6 その他の地震時における安全対策

(1) 地震時の安全対策に係る取組方針

地震時の安全対策に係る以下の取組みを行っていきます。

ア エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国20都道府県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認されました。

大地震が発生した場合、エレベーター内の閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要します。市は、県と連携し地震時のリスクや適切な対応の周知を図っていきます。

イ 窓ガラス、外壁（看板等）及び吊り天井の落下防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、市は、県と連携して建築物の所有者（管理者）に対し、落下物の調査の実施や落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行っていきます。

ウ ブロック塀等の安全対策

塀は、個人の財産であり所有者等が主体的に安全性を確保しなければなりません。しかし、現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、通行者への生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられます。

このようなことから、市は、県と連携し適切な役割分担のもと、ブロック塀の安全性向上について啓発に取り組んでいきます。その上で、除却などの補助制度の創設については、国の動向や他市の状況なども考慮し検討していきます。

エ 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震においては、昭和56年6月1日以降に建築した新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されました。

このことから、市は、県と連携し適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物^{※18}の地震対策の促進に努めていきます。

オ 地震保険の普及啓発

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。令和元年度の地震保険の加入率は、全国平均で約33.1%、県の加入率は約32.7%となっています。

このため、市は、県と連携し地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進のため、普及啓発に努めていきます。

(2) 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要となります。

市は、県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策に向けて取り組んでいきます。

(3) 建築物の大雪対策

平成26年の大雪時には、県内でも多大な被害が発生しました。法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、適切な対応を図っていきます。

※18 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

第5章

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップ等の周知

「本庄市地域防災計画」では、地震をはじめとする災害に対し、様々な予防対策を掲げております。その一つとして、市は、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を踏まえた「本庄市地震ハザードマップ※19」の更新を行い、市内の全世帯及び事業所等へ配布しています。市は、地震ハザードマップ等を活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知しています。このマップでは、市内における「建物全壊棟数分布図」、「地表震度分布図」、「液状化可能性分布図」など視覚的に明示しています。

その他、保存版の「本庄市防災ガイドマップ」も作成しており、今後も市民の皆さんの安全安心のため、周知を深めていきます。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備

建築物の所有者等に対する耐震化の普及・啓発を図るための相談窓口を継続して設置します。相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施します。

- ア 耐震化に関する補助制度の概要、税制措置等
- イ 自己による簡単な診断方法
- ウ 耐震改修工法や費用等
- エ 家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- オ その他の耐震に関する情報

※19 本庄市地震ハザードマップ
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速かつ的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に非常に有効です。

3 リーフレット等による啓発、普及啓発活動の推進

(1) リーフレット等による啓発

県は、住宅の耐震化の促進のため、「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を作成し、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルターの設置を啓発するとともに、各市町村の補助制度や税制優遇の周知を図っています。

本市は、県と連携をして市民の皆さんの防災意識の向上を図るため、窓口等での案内をします。また、本市が実施する無料簡易耐震診断についても積極的な利用を促すため、広報等による案内を行っていきます。

(2) 普及啓発活動などの開催

県の行う各種イベント等での耐震化の重要性及び必要性に関する普及啓発活動、本市が行う総合防災訓練、または、自治会、関係団体等からの要請に応じ震災予防に関して、市は、県と共に市民の皆さんへの防災意識の向上を図っていきます。

(3) 緊急輸送道路に関する普及啓発

災害時に市役所本庁舎や防災関係機関等の防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点を支障なく連結し、さらに広域的なネットワークを形成するため、市内において県及び市指定の緊急輸送道路があります。

市は、地震災害時における緊急輸送道路の重要性について、市民の皆さんの理解が必要なことから、広報などを通じて沿道建築物の耐震化を呼びかけていきます。

第6章 計画を推進するための体制とその他の施策

1 諸団体との連携

(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、県内にある現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口等を行い、県内の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動しています。

本市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される本協議会を活用し、会員相互の緊密な連携のもとに建築物の耐震化の促進を図っていきます。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

【表13】

会員数 75 (令和2年4月1日現在)

行政：64 (63市町村＋県)					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町
白岡市	杉戸町	松伏町	埼玉県		
建築関係団体 11団体 (順不同)					
・一般社団法人埼玉建築士会			・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会		
・一般財団法人埼玉県建築安全協会			・一般社団法人埼玉建築設計監理協会		
・一般社団法人埼玉県建設業協会			・公益財団法人埼玉県住宅センター		
・埼玉土建一般労働組合			・建設埼玉		
・埼玉県住まいづくり協議会			・一般財団法人さいたま住宅検査センター		
・一般社団法人日本建築構造技術者協会			関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA 埼玉)		

(2) 埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的緊急輸送道路の機能を確保するため、県及び12市※¹³で緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施しています。広域的な観点において、重要な緊急輸送道路が本市にもあるため、情報提供など県との協力体制を整えていきます。

(3) 埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、建築物の耐震化を促進するため、委託により住宅の耐震診断及び耐震改修を支援しています。また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援します。

さらに、公社は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、その一つとして「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修設計に対する費用の一部を助成します。

(4) 被災建築物応急危険度判定士体制の整備

大規模地震では、余震等により被災した多くの建築物の倒壊及び部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保のため応急危険度判定士が業務にあたります。本市でも東日本大震災、熊本地震などの被災地に出向き、応急危険度判定を行いました。

判定業務強化のため、平成25年には地元建築関係団体の組織力を活用し、地域の安全体制を整えるため、被災建築物の応急危険度判定活動に関する協定を結び、今後の災害に備え、判定活動を迅速かつ円滑に実施するために判定士への情報伝達訓練を毎年行っています。市は、県と連携を密にして、応急危険度判定のネットワークの構築に関して今後も継続していきます。

また、令和元年度には、本市で想定される地震に対して、円滑な判定業務が出来るよう判定街区マップなど必要な資機材を備えました。今後は、いざという時に備え、維持管理に努めていきます。

2 耐震シェルター等の設置による安全対策

(1) 耐震シェルター・防災ベッドの設置促進（簡易耐震改修）

大規模地震に備えて、市民の生命や財産を守るためには、耐震化の促進が不可欠ですが、住宅の耐震化は居住者（所有者）にとって様々な事情により実施できない場合があります。

本市では、就寝時など自らの生命を守りたいというニーズにも対応できるよう旧耐震基準の木造住宅などを対象として、「耐震シェルター」、「防災ベッド」の設置費用の補助制度を設け情報提供しています。

【写真1：耐震シェルター（一例）】



【写真2：防災ベッド（一例）】



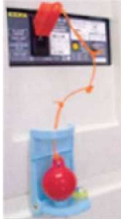
(2) 感震ブレーカーの設置促進

地震による火災の過半数は電気が原因とされています。強い地震の発生時、また復旧時には電熱器具等からの出火が想定されます。

感震ブレーカーとは、地震時に揺れを感知した時に、自動的に電気を遮断し火災を防ぐ効果的な器具です。各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減出来ます。

市は、内閣府、消防庁及び経済産業省が推奨していることから、耐震対策とともに取り組んでいただけるよう市民の皆さんへ呼びかけていきます。

【写真3：感震ブレーカー】

分電盤タイプ	コンセントタイプ	簡易タイプ
 内蔵型 後付型		
センサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断	センサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみを遮断	重りの落下やバネの作動により、ブレーカーを操作、電気を遮断

出典：「大規模地震時の電気火災の発生抑制について」総務省消防庁

■ 参考資料

1 法に規定する建築物の種類と位置付け【表 1 4】

種別	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		報告命令 ・ 結果公表	指導 ・ 助言	指示 ・ 公表		指導 ・ 助言	指示 ・ 公表
①既存耐震不適格建築物（第 16 条） ※1 ・耐震関係規定に適合しない全ての住宅・建築物	努力義務		○		努力義務 (必要に応じ)	○	
②次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの ※2 (特定既存耐震不適格建築物) (第 14 条) ・多数の者が利用する建築物 (第 1 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 2 号) ・地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (第 3 号)	努力義務		○	○ (一定の用途及び規模以上)	努力義務 (地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき)	○	○ (一定の用途及び規模以上)
③要緊急安全確認大規模建築物 (附則第 3 条) ・不特定多数の者が利用する建築物 (第 1 項第 1 号) ・避難弱者が主として利用する建築物 (第 1 項第 2 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 1 項第 3 号) ※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のものに限る	義務	○	※3	※4	努力義務 (地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき)	○	○
④要安全確認計画記載建築物 (第 7 条) ・都道府県が指定する防災拠点建築物 (第 1 号) ・都道府県が指定する重要な道路の沿道建築物 (第 2 号) ・市町村が指定する重要な道路の沿道建築物 (第 3 号) ※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のものに限る	義務	○	※5		努力義務 (地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき)	○	○

※1 ①は②、③、④を包含している。①の右欄は①であって②、③、④以外のものについて記載。

※2 ②は③を包含し、④を除いている。②の右欄は②であって③以外のものについて記載。

※3 ①または②としては可能。

※4 ②としては可能。

※5 ①としては可能。

2 法に規定する建築物の用途・規模要件【表 15】

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
学校	「小学校等」以外の学校			
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿				
事務所				
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
道路の沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な道路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
防災拠点建築物				都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点である建築物

本庄市建築物耐震改修促進計画

(令和3年3月発行)

発 行：埼玉県本庄市

編 集：都市整備部建築開発課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電 話：0495-25-1140（直通）

FAX：0495-24-0242

URL：<https://www.city.honjo.lg.jp/>

本庄市 耐震計画

 検 索

